



鮫川村告示第6号

本村の区域内の字の区域を下記のとおり変更する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、平成25年4月1日から生ずる。

平成25年3月14日

鮫川村長 大 樂 勝 弘



記

編入する字名		編入される区域		
大字	字	大字	字	地番
渡瀬	関口	渡瀬	青生野	1の287、1の290、528の2、528の3、528の4、534の2
渡瀬	越虫	渡瀬	青生野	1の68、1の70、631の1、631の2
青生野	丸谷地	渡瀬	青生野	25の2



鮫川村告示第7号

本村の区域内の字の区域変更を下記のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成25年3月14日

鮫川村長 大 樂 勝 弘



記

編入する字名		編入される区域		
大字	字	大字	字	地番
渡瀬	越虫	渡瀬	青生野	320、321、322、323、324、 325、326、327、328、329、 330、331、332、333、334、 335、336まで及び320、321、3 22、336に隣接する道路の一部